

政令第 号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表二号の項中「西御所町二番の五百六十二」を「正徳町五百三十五番十七」に、「正徳町五百三十五番の二十八」を「福地町六百二十番一まで、同市正徳町五百三十五番十七から三原市糸崎八丁目百六十七番二十三を経て同市糸崎八丁目二百六番二」に改め、同表百九十号の項中「千八百二十一番三」を「一万千八百二十一番三」に改め、同表百九十一号の項中「千四百二十番一」を「一万千四百二十番一」に改める。

附 則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

理由

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、一般国道の指定区間を変更する等の必要があるからである。